

協会員倫理規程

(制定の趣旨)

第1条 公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）は、そこに所属する会員のすべてが、優れた技能と豊かな心を持つ理学療法従事者として、広く社会に貢献することを目指し、常に自らを修め、厳しく律する基準としてここに倫理に関する規程を制定する。

(定款等の遵守)

第2条 この法人の会員は、この法人が定める定款及び定款細則、並びに諸規程、及び諸会議で議決した事項を常に遵守するとともに、この規程を尊重しなければならない。

(修養等)

第3条 この法人の会員は、知識と技術の研鑽及び精神の修養に日々努力し、自らの職務に責任と誇りを持って理学療法を提供し、また、後進の指導育成に努めなければならない。

(秘密の遵守等)

第4条 この法人の会員は、理学療法業務を通じて知り得た秘密を守り、また、正当な報酬以外の金品を収受してはならない。

(誹謗等の禁止)

第5条 この法人の会員は、協会の内外を問わず人を敬し人と和し、非人道的な誹謗中傷等の行為に及んではならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、「整備法」という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。